

教育委員会定例会日程

平成 2 5 年 3 月 2 1 日

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の決定
- 4 議事

日程第 1

議案第 7 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育指導課)

5 協議事項

- (1) 教育委員会規則の制定について (資料 1 教育部・文化部)
- (2) 平成 2 5 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について (資料 2 教育総務課)

6 報告事項

- (1) 市議会 3 月定例会の概要について (資料 3 教育部・文化部・子ども青少年部)
- (2) 市立中学校における器物損壊等事件の概要について (資料 4 教育総務課)
- (3) キャンパスおだわら人材バンクについて (資料 5 生涯学習課)

7 議事

日程第 2

議案第 8 号

教育委員会職員の人事異動について【非公開】 (教育総務課)

8 閉 会

議案第 7 号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則の一部を改正する規則について、小田原市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3
条第 15 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 25 年 3 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則（昭和30年小田原市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表（第5条関係）

小田原市立小学校及び中学校の通学区域

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
（略）	
桜井小学校	曾比 栢山1番地～1,043番地、1,077番地～1,134番地、1,137番地～1,139番地、1,141番地～2,143番地、2,146番地～2,148番地、2,149番地の1、2,197番地～2,288番地、2,291番地～2,294番地、2,338番地～2,893番地、2,911番地～2,951番地、2,996番地～3,016番地、3,051番地、3,054番地～3,071番地、3,301番地～ <u>3,308番地の1</u> 、3,320番地～3,338番地、 <u>3,563番地</u> ～3,582番地、3,595番地～3,950番地
（略）	
報徳小学校	堀之内127番地～135番地、210番地～241番地、262番地～316番地、328番地～435番地、440番地 柳新田（42番地～48番地、50番地の3を除く。） 小台（1番地～59番地、352番地～358番地を除く。） 新屋1番地～25番地、40番地～43番地、144番地～205番地、213番地～248番地 清水新田127番地～134番地の1、135番地の1、135番地の4、135番地の5 栢山2,144番地、2,145番地、2,149番地の2、2,150番地～2,196番地、2,289番地、2,290番地、2,295番地～2,337番地、2,894番地～2,910番地、2,952番地～2,995番地、3,017番地～3,050番地、3,052番地、3,053番地、3,072番地～3,300番地、 <u>3,308番地の2</u> ～

3, 319番地、3, 339番地～3, 562番地、3, 583番地～3, 594番地、3, 951番地～3, 996番地

(略)

2 (略)

改正前

別表(第5条関係)

小田原市立小学校及び中学校の通学区域

1 小学校通学区域

学校名	通学区域
	(略)
桜井小学校	曾比 栢山1番地～1, 043番地、1, 077番地～1, 134番地、1, 137番地～1, 139番地、1, 141番地～2, 143番地、2, 146番地～2, 148番地、2, 149番地の1、2, 197番地～2, 288番地、2, 291番地～2, 294番地、2, 338番地～2, 893番地、2, 911番地～2, 951番地、2, 996番地～3, 016番地、3, 051番地、3, 054番地～3, 071番地、3, 301番地～ <u>3, 308番地</u> 、3, 320番地～3, 338番地、 <u>3, 562番地</u> ～3, 583番地、3, 595番地～3, 950番地
	(略)
報徳小学校	堀之内127番地～135番地、210番地～241番地、262番地～316番地、328番地～435番地、440番地 柳新田(42番地～48番地、50番地の3を除く。) 小台(1番地～59番地、352番地～358番地を除く。) 新屋1番地～25番地、40番地～43番地、144番地～205番地、213番地～248番地 清水新田127番地～134番地の1、135番地の1、135番地の4、135番地の5 栢山2, 144番地、2, 145番地、2, 149番地の2、2, 150番地～2, 196番地、2, 289番地、2, 290番地、2, 295番地～2, 337番地、2, 894番地～

2,910番地、2,952番地～2,995番地、3,017番地～3,050番地、3,052番地、3,053番地、3,072番地～3,300番地、 <u>3,309番地</u> ～3,319番地、3,339番地～ <u>3,561番地</u> 、 <u>3,584番地</u> ～3,594番地、3,951番地～3,996番地

(略)

2 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正前の学校教育法施行細則別表の1桜井小学校の項に定める区域に住所の存する者に係る同規則第5条第1項(同規則第6条において準用する場合を含む。)の規定によるこの規則の施行の日において就学すべき小学校の指定は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の学校教育法施行細則別表の1の規定の例により行うことができる。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

[改正理由]

小田原市学区審議会の答申を踏まえ、桜井小学校及び報徳小学校の通学区域を変更するため改正する。

[内 容]

桜井小学校の通学区域のうち小田原市栢山 3 , 3 0 8 番地の 2、3 , 5 6 2 番地及び 3 , 5 8 3 番地を報徳小学校の通学区域に変更することとする。(別表関係)

[適 用]

平成 2 5 年 4 月 1 日

教育委員会規則の制定について

1 キャンパスおだわら運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置されたキャンパスおだわら運営委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、キャンパスおだわらの運営に関する事項につき、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 生涯学習の向上に資する活動を行う者
- (3) 公募市民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の事務は、文化部生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 史跡小田原城跡調査・整備委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された史跡小田原城跡調査・整備委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡小田原城跡の整備に関する事項につき、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 小田原市文化財保護委員会(小田原市附属機関設置条例第2条の規定に基づき設置された小田原市文化財保護委員会をいう。)の委員

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 委員会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 公募市民

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(部会)

第6条 委員会に、史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会が処理する事項は、委員会の所掌事務のうち、次のとおりとする。
 - (1) 史跡小田原城跡の整備における植栽の取扱いに関する事項
 - (2) 史跡小田原城跡本丸・二の丸植栽管理計画の短期実施計画に位置付けられた樹木の取扱いに関する事項
- 3 部会に属すべき委員（以下この条において「部会員」という。）は、委員及び専門委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会員の数は、12人以内とする。
- 5 部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選により選任する。
- 6 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前3項の規定は、部会の議事に準用する。
（関係者の出席等）

第8条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第9条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（庶務）

第10条 委員会及び部会の事務は、文化部文化財課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

3 小田原市就学指導委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例(昭和54年小田原市条例第1号)第2条の規定に基づき設置された小田原市就学指導委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、心身の障害等で特別な配慮を必要とする学齢児童又は学齢生徒(第5条第2項において「児童等」という。)に対する適正な就学指導に関する事項につき、小田原市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 本市を管轄する児童相談所の職員
- (4) 本市の区域内に存する特別支援学校の教員
- (5) 特別支援学級を設置する小田原市立小学校の校長
- (6) 小田原市立中学校の校長
- (7) 小田原市立小学校又は中学校の教員で、特別支援学級を担任するもの
- (8) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(専門部会)

第5条 委員会に、専門部会を置く。

2 専門部会は、障害の程度が重度である児童等で委員会に出席できないと教育委員会が認めたものその他教育委員会が特に必要と認めた者に対する就学指導に関する事務をつかさどる。

- 3 専門部会に属すべき委員は、委員長が指名する。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により選任する。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の事務は、教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

平成 25 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の方針について（案）

1 趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、小田原市教育委員会が行う教育に関する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を実施する。

この点検及び評価は、事務事業の実施状況の検証を行うことにより、課題や今後の方向性を明らかにし、効果的な教育行政の推進を図っていくことを目的とする。また、点検及び評価の結果を議会に報告し、及び公表することにより、市民への説明責任を果たしていくものとする。

2 対象事業

対象事業の選定については、前年度に実施した事業のうち、重点事業を教育委員が選定し、その事業について点検・評価を実施することとする。必要に応じて教育委員による現場訪問を実施する。なお、平成 25 年度から小田原市学校教育振興基本計画が実施されることを考慮に入れ、対象事業の選定を行う。

また、所定の様式を作成し、これに基づき点検・評価を実施することとする。

3 実施方法

事務の流れについては、概ね次のとおりとする。

- (1) 教育委員会定例会において、前年度に実施した事業のうち、点検・評価する対象事業を選定
- (2) 選定事業について、各所管で点検・評価を実施
- (3) 選定事業について、教育委員による現場訪問を実施
- (4) 選定事業について、教育委員と学識経験者との合同ヒアリング及び意見交換（2 回実施予定）
- (5) 上記を踏まえ、教育委員の評価、意見を作成
- (6) 教育委員会定例会において、点検・評価案を審議し、議決
- (7) 点検・評価の結果を 9 月議会に報告し、公表

根拠法令条文概略

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

平成25年度 教育委員会の事務の点検・評価 スケジュール(案)

平成25年	実施日程
3月	「方針案」の事務局調整 3/21教育委員会定例会に「方針案」を協議
4月	リストアップされた事業について教育委員に事前説明 学識経験者就任依頼 4月教育委員会定例会で点検・評価事業を選定(4/23) 選定された事業について、各所管に点検・評価の実施を依頼(4月下旬)
5月	↓ 各所管から点検・評価(案)の提出(5月中旬)
6月	↓ 教育委員による現場訪問を実施(5月下旬～6月下旬)
7月	↓ 学識経験者と教育委員との合同ヒアリング及び意見交換 (2回実施予定、公開で実施) 「点検評価(案)」取りまとめ(学識経験者、教育委員の意見を盛り込む)
8月	↓ 「点検評価(案)」の完成 教育委員会定例会に「点検評価(案)」を提出(議決) 議会へ「点検評価」の提出
9月	厚生文教常任委員会にて報告 公表

平成25年3月定例会の概要について

第1日目	2月19日	火	本会議	補正予算上程、提案説明（即決は細部説明後、休憩）質疑、常任委員会付託 請願・陳情常任委員会付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明
第2日目	2月20日	水	(休会)	(代表質問通告締切 = 20日正午)
第3日目	2月21日	木		(21日 = 建設経済常任委員会)
第4日目	2月22日	金		(22日 = 厚生文教常任委員会)
第5日目	2月23日	(土)		
第6日目	2月24日	(日)		競輪
第7日目	2月25日	月		(25日 = 総務常任委員会)
第8日目	2月26日	火		(26日 = 委員長報告書検討日)
第9日目	2月27日	水		本会議
第10日目	2月28日	木	(休会)	
第11日目	3月1日	金		
第12日目	3月2日	(土)		
第13日目	3月3日	(日)		
第14日目	3月4日	月	本会議	各派代表質問
第15日目	3月5日	火	本会議	各派代表質問
第16日目	3月6日	水	本会議	各派代表質問、予算特別委員会設置・付託
第17日目	3月7日	木	(休会)	予算特別委員会開催（7日～27日） 予特（総務分科会）
第18日目	3月8日	金		(8日 = 中学校卒業式)
第19日目	3月9日	(土)		
第20日目	3月10日	(日)	(休会)	
第21日目	3月11日	月		予特（総務分科会）
第22日目	3月12日	火		予特（厚生文教分科会）
第23日目	3月13日	水		予特（厚生文教分科会）
第24日目	3月14日	木		予特（建設経済分科会）
第25日目	3月15日	金		予特（建設経済分科会）
第26日目	3月16日	(土)		
第27日目	3月17日	(日)		
第28日目	3月18日	月		予特（現地視察）
第29日目	3月19日	火		(19日 = 幼稚園卒園式)
第30日目	3月20日	(水)	(20日 = 春分の日)	
第31日目	3月21日	木	(21日 = 小学校卒業式)	
第32日目	3月22日	金	予特（総括質疑・採決・とりまとめ）	
第33日目	3月23日	(土)		
第34日目	3月24日	(日)		
第35日目	3月25日	月		
第36日目	3月26日	火	予特（委員長報告書検討日）	
第37日目	3月27日	水	本会議	予算特別委員長審査結果報告、採決

告示 / 請願・陳情受付締切 2月12日（火）

議会運営委員会 2月13日（水）

厚生文教常任委員会提出事項（教育部・文化部）

平成25年 2月22日開催

1 議 題

- (1) 議案第 2 号 平成24年度小田原市一般会計補正予算
- (2) 議案第12号 平成24年度小田原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

2 所管事務調査

(1) 報告事項

- ・ 史跡小田原城跡調査・整備委員会植栽専門部会の検討経過について
- ・ 酒匂中学校における建造物侵入及び器物損壊事件の発生について
- ・ 小田原市立中学校における体罰の発生について

平成25年3月市議会定例会

各派代表質問 平成25年3月4日～3月6日

質問順 1 日本共産党 28番 関野隆司

- 4 子育て、教育について
(2) 30人学級の実現へ取り組みを
(3) 体罰、いじめ、不登校について
(4) 学校の改修計画とリニューアル事業の促進について

質問順 2 公明党 19番 奥山孝二郎

- 2 「いのちを大切にす小田原」について
(3) 通学路の安全対策について
(6) ことばの教室の拡充について
(8) 教育委員会における不祥事について
- 3 希望と活力あふれる小田原について
(5) 本丸・二の丸の整備計画と八幡山古郭整備の整合性について

質問順 3 市民クラブ 8番 安野裕子

- 2 大規模災害に強いまちづくりに関して
(4) 防災教育について
- 5 子育て・教育に関して
(1) 小田原市学校教育振興基本計画について

質問順 4 新生クラブ 16番 安藤孝雄

- 4 子育て・教育について
(1) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の拡充について
(2) 小田原市学校教育振興基本計画の推進について
(3) 「小田原市教育都市宣言」について
- 5 地域経済について
(1) 小田原城天守閣整備について
- 6 歴史・文化について
(1) キャンパスおだわら事業の充実について

質問順 5 光政会 12番 神永四郎

- 4 教育行政について
 - (2) 小中学校の安心安全対策について
 - (3) 学校教育での「体罰」防止について

- 5 (1) 小田原城天守閣について

質問順 6 誠和 14番 大村 学

- 4 子育て・教育について
 - (1) 青少年の育成について
 - (2) 学校教育について

- 6 歴史・文化について
 - (1) 史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想に基づく整備計画について

質問順 7 未来・おだわら 5番 佐々木ナオミ

- 1 施政方針について
 - (3) いのちを大切にする小田原
 - ウ 「子育て・教育」について
 - (ウ) いじめ、体罰の問題について

代表質問（教育部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
日本共産党 関野隆司	子育て・教育について	教育長	30人学級をめざすべきだと考えるが、現状と今後の取り組みを伺う。	本市では、現在、小学校1・2年生において35人以下学級を実施するとともに、30人以上の学級がある場合には、スタディ・サポート・スタッフを配置し、学習支援や生活指導の充実を図っている。 今後、少人数学級編制を拡大していくためには、新たな教員の配置が必要であるので、引き続き、全国都市教育長協議会や県市町村教育長連合会などを通して、国・県に対し、教員の増員を働きかけてまいりたい。
		教育長	体罰については、教員同士もっと議論し合っ、体罰をなくすという共通認識に立って対応していかなければならないと思うが、市教育委員会や学校ではどのような対策をしているのか。	教育委員会では、いかなる理由があろうとも「体罰は認められるものではない」との考えの下、日ごろから様々な機会をとらえ、教職員に徹底してきた。 また、「教職員事故防止研究委員会」を設置し、小・中学校の教員により、体罰をはじめとする事故・不祥事防止のための研修資料を作成したり、各学校の不祥事防止会議において体罰をテーマに事例研究を行ったりするなどの取り組みを行っている。 さらに、大阪市立高校の事案を受け、改めて「教職員の体罰根絶へ向けた指導の徹底について」小・中学校長あて通知し、職員会議等において教職員への注意喚起や問題意識の共有に努めているところである。
		教育長	いじめ、不登校をゼロにしていくために、どのような取り組みをして、どのような成果を上げているのか、今後どのようにしていくのか伺う。	いじめは決して許されないことであり、また、どの子にも、どの学校にも起こりうることと捉え、本市では、学校教育に関わるすべての関係者一人一人が、この問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すべく、日ごろから、児童生徒へのアンケートや個別面談、生活指導等に取り組んでいる。 また、不登校に対しては、中一ギャップ対策などの未然防止や、不登校生徒訪問相談員の派遣、教育相談指導学級の開設、校内支援室の整備等、不登校者への支援を行っている。 こうした取り組みにより、教育相談に臨床心理士が関わって、いじめの解消につながった事例や、スクールソーシャルワーカーや不登校生徒訪問相談員の働きかけによって改善が図られた事例もある。 今後も、様々な事案に対して、一つ一つ丁寧に、長期的視野をもって対応していくことが必要であると考えている。
		市長	施設の改修計画とリニューアル事業を計画的に促進すべきと考えるが見解を伺う	「校舎リニューアル事業」は、計画策定から9年が経過する中、施設の老朽化がさらに進行していること、また、災害発生時に学校施設が担う地域の防災拠点としての視点を取り入れた整備が必要となっていることから、現在、見直しを行っている。 この見直しにおいて、早急に行う必要がある外壁改修や受水槽の更新、雨漏り等への対応、また、中期的な計画で行う、大規模改修となる「校舎リニューアル事業」、さらに、改修では耐えられない場合は建替えを行うことも視野に入れ、検討を進めている。 一方、文部科学省でも、学校施設の長寿命化を軸とした「学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）」の検討が進められているので、今後の国の補助制度のあり方等に注視しながら、学校施設の計画的な整備を検討してまいりたい。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
公明党 奥山 孝二郎	「いのちを大切に する小田原」について	市長	本市が国へ報告した通学路における危険箇所の件数と、そのうち安全対策が必要な箇所とその対応状況、及び、今後の安全対策への取り組みについて伺う。	<p>市内全小学校で、通学路の緊急合同点検を行った結果、200箇所の危険箇所を確認し、このうち、交通安全指導では及ばない、改善が必要な場所として69箇所を抽出した。</p> <p>このうち、速度規制や横断歩道の白線の引き直し、グリーンベルト・歩道の設置など、53箇所については既に実施済み、あるいは、今年度中に実施を予定している。</p> <p>なお、横断歩道の新設や信号機の設置など、今後さらに調整が必要な残り16箇所については、来年度以降の対応となっている。</p> <p>各学校においては、引き続き、地域の協力により登下校時の安全指導や見守り活動を行うとともに、小田原市交通安全対策協議会による交通安全意識の啓発や交通事故防止運動に取り組んでまいりたい。</p>
		教育長	中学校へのことばの教室の拡充を図るためには、市としてもっと強く県に働きかけるべきと考えるが、見解を伺う。	<p>ことばの教室の開設にあたっては、まずは対象となる生徒の現状を把握し、その上で、必要性、緊急性等を勘案しながら、教員配置等について、県と協議していくことになる。</p> <p>中学生のことばの教室への通級については、本人の意思や授業の遅れに対する心配などから、現時点では、市教育委員会に対して強く要望されてはいない。</p> <p>しかし、今後、ニーズが高まるようであれば、そのときは必要性、緊急性等を踏まえ、強く県への働きかけを行ってまいりたい。</p>
		教育長	一連の不祥事の要因を、教育委員会として、どのようにとらえているのか。	<p>「通知表記載誤り」については、教職員一人一人の不注意や組織的なチェック体制が機能しなかったこと、危機管理意識の欠如、さらにはその背景に教職員の多忙化があることなどが挙げられた。</p> <p>個人情報の流出については、教職員の個人情報に関する意識が欠けていたこと、また、体罰については教職員の体罰に対する認識の甘さが要因と考えている。全体としていえることは、教職員一人一人がその責務を自覚すること、使命感を持って職務に当たること、組織としてしっかり機能していくことなどが不十分であったところに要因があると考えている。</p>
		教育長	不祥事に対する対策を、どう考えているか。	<p>教育委員会では、不祥事防止会議や人権教育研修会、校長会等で綱紀粛正の徹底を行うほか、指導主事が各学校に出向いて全教職員に対し指導を行うなど、不祥事の防止に努めている。</p> <p>各学校では、「事故・不祥事防止研修資料」等を活用し具体的な事例の検討を行うほか、チェックシートを用いて一人一人が振り返りを行い管理職が確認するなど、日頃から意識の向上に努めている。</p> <p>今後は、そうした取り組みを一層推進するとともに、教育委員会と学校が一丸となって、二度と繰り返すことがないよう、一人一人の意識を高め、信頼回復に努めてまいりたい。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
市民クラブ 安野裕子	大規模災害に強いまちづくりに関して	教育長	防災パンフレットを活用した小・中学校における防災教育の実績と教職員の防災研修の取組みについて伺う。	今年度、新たに作成した防災パンフレット「地震だ！そのときどうする？」については、保健体育科の授業や総合的な学習の時間あるいは、避難訓練の際の教材として活用している。 教職員の防災研修については、安全教育研修会や防災講演会を開催するとともに、地域の防災訓練や中学校区での合同避難訓練等に積極的に参加することとしている。
		教育長	防災教育の今後の課題及び平成25年度の取組みについて伺う。	防災教育の課題としては、小学校においては、災害時の適切な退避行動を身に付けさせること、中学校においては、生徒自らが地域の支援者となる意識の醸成を図ること、さらには、地域との連携を推進していくこと等があげられる。 平成25年度においては、新たに小学校での宿泊避難訓練をモデル的に導入することを検討するとともに、釜石東中学校から提供していただいた、津波被害から生徒たちがいかにして生き延びたかを生徒自らが紹介するDVDの一層の活用を図っていく。
	子育て・教育に関して	教育長	おだわらっこ教育プランの総括における今後の課題の指摘は重要である。そこで、小田原市学校教育振興基本計画ではそれらの課題解決への取組は具体化されているのか。	おだわらっこ教育プランの総括では、家庭や地域の教育力の向上や地域人材や民間活力の活用、支援教育の充実など、7つの課題を挙げた。 これらの課題解決に向け、例えば、家庭の教育力の向上については、基本施策の「子育て支援の充実」の中で、未就園児からの保護者の教育力向上を支援していく。また、「支援教育の充実」では、教職員の専門性や指導技術の向上を図ることなどを通して支援教育の充実に取り組む、としている。 本計画を着実に推進していくことが、おだわらっこ教育プランの課題を解決していくことになると考えている。
		教育長	計画の進行管理として、成果目標が定められているが、この目標の数字の根拠は何か。また、目標達成には人件費や設備費を増加しなければならないが、教育費予算の確保の見通しはどのようなのか。	この成果目標は、本計画の達成度を市民に分かりやすく伝えるとともに、本計画が終了する5年後までに達成すべき具体的な目標として、定めたものである。 数値を設定するにあたっては、先進事例等を参考にしたほか、全国学力・学習状況調査の結果等から、策定委員会での議論を踏まえ、計画を推進し、向上させていこうという思いを込めて、決めたものである。 目標の達成には、予算の確保など教育委員会の取組だけでは対応できない部分もあるが、計画の目標達成に向け、学校現場・家庭・地域の協力を得ながら、教育委員会全体で、全力で取り組んでまいりたい。
		教育長	計画の進行管理はどのようにしていくのか。また、教育委員は進行管理にどのように関わっていくのか。	教育委員会では、毎年、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条に基づいて、教育委員会事務の点検評価を行っていることから、これを活用して計画の進捗状況のチェックを行っていきたいと考えている。 また、この点検評価の実施方法については、今年度から、対象事業を教育委員が選定し、その事業について現場訪問やヒアリングを行うなど、教育委員が積極的に関与する方法に見直しをしたところである。 したがって、教育委員は、今後の計画の進行管理の中心的な役割を果たしていくものと考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
新生クラブ 安藤 孝雄	子育て・教育について	教育長	片浦小学校で実施している「放課後子ども教室」の成果と課題について伺う。また、今後、拡充していく考えはあるのか。その際、どの地区を念頭にされているのかを伺う。	放課後子ども教室は、片浦小学校の小規模特認校制度の導入に併せ、特色ある学校づくりの一環として平成24年4月からスタートした。 取組の成果としては、子どもたちの安心安全な活動の拠点となったこと、異学年交流や様々な体験活動を通して、創造性や自主性、社会性が養われていること等が挙げられる。 一方、課題としては、下校時の安全対策や週末や長期休業中の開設のあり方等がある。 今後の拡充については、片浦小学校における実施状況を検証するとともに、放課後児童クラブとの連携等を視野に入れながら、実施する場所を含めて検討してまいりたい。
		教育長	おだわらっこ教育プランの下での教育活動の10年間をどう評価しているのか。様々な教育問題が生じた中での成果と課題をどのように認識しているのか伺う。	おだわらっこ教育プランの成果としては、未来へつなげる学校づくり推進事業による特色ある学校づくりの実現、小学校1・2年生の35人以下学級編制や個別支援員等の配置によるきめ細かい学習支援体制の確立、不登校生徒訪問相談員の配置や校内支援室の整備による不登校生徒出現率の減少等が挙げられる。 一方、課題については、経験の浅い教職員が多い状況の中でいかに教職員の資質の向上を図っていくか、家庭や地域の教育力をいかに高めていくか、学校施設の老朽化が進む中、教育環境の整備をいかに進めていくか等が挙げられる。
		教育長	新しい学校教育振興基本計画を推進する際に特に求めるものは何と考えているのか。	計画を推進する主体は教育委員会であり、中心になって進めていくことになる。 そのためには、教育委員会事務局職員が計画の目的を理解し、最適な手段を選択し、事業を進めることが重要である。 また、教職員も計画の目的を理解し、目標達成のための実践を行っていかねばならない。 さらに、学校を支えている地域の方々とも計画の目的を共有し、その推進に向け協働していく必要がある。
		市長	小田原市教育都市宣言については、静かなる教育論議の集大成として制定したと聞いているが、その理念は今日の教育行政に生かされているのか、市長の考えを伺う。	小田原市教育都市宣言は、子どもたちの健やかな成長と家庭、学校、地域が支え合う社会の構築を願い、教育の行き届いたまちを実現するため、平成16年4月に制定された。 小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」では、まちづくりの目標の一つに、「いのちを大切に作る小田原」を掲げ、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指しているが、これは教育都市宣言の理念と基本的に同じ認識に立つものであると考えている。
		教育長	小田原市教育都市宣言については、静かなる教育論議の集大成として制定したと聞いているが、その理念は今日の教育行政に生かされているのか、教育長の考えを伺う。	小田原市学校教育振興基本計画では、本市が目指す子どもの姿を「3つの心と3つの力を持った未来を拓くたくましい子ども」と定めている。 また、その実現のため、学校、家庭、地域・社会、行政が担うべき役割を定め、協働して子どもたちを支えるとしているが、これは教育都市宣言を受け継ぐものであり、その理念は、現在取り組んでいる各施策に反映されているものと考えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
光政会 神永 四郎	教育行政について	教育長	小田原市へのスクールサポーターの配置状況と活動内容、活動経費はどのようになっているか伺う。	<p>スクールサポーターは、少年の非行防止及び児童の安全確保を中心とした活動に従事するため、県警察本部が任命する非常勤の職員で、県下53警察署に55名配置されており、そのうち小田原警察署管内(1市3町)には2名が配置されているとのことである。</p> <p>活動内容は、定期的に小学校や中学校を訪問し、登下校時のあいさつ運動や声掛け・見守り活動を行うなど、学校と警察とのパイプ役となっている。</p> <p>これに加え、平成24年度は、12月末現在、小田原署管内小中学校19校において、34時限の非行防止教室等を実施したと伺っている。</p> <p>活動経費については、県の事業であり、市の負担はない。</p>
		教育長	市内中学校での事件発生後、再発防止のためのスクールサポーターや青少年育成団体との連携による巡視等を実施したのか伺う。	<p>各中学校では、これまでも教職員の学区内巡回はもとより、PTAや青少年指導員・少年補導員との連携により、健全育成会等を組織し、パトロール活動やあいさつ運動を実施している。</p> <p>今回事件が発生した2校については、これまでの夜間巡回パトロールをさらに強化し、実施しているところである。</p> <p>なお、スクールサポーターは夜間の巡回は行っていない。</p>
		教育長	県警が行っているスクールサポーター制度を本市の単独事業として導入する考えはあるか伺う。	<p>本市では、県のスクールサポーター制度とは別に、市の独自事業として、生徒指導員制度を導入しており、平成24年度は中学校6校に配置している。</p> <p>生徒指導員は、教職員と協力し、問題行動等によって対応が困難な生徒への指導や、もめごとの仲裁など、生徒間のより良い関係づくりへ向けた指導を行っている。</p> <p>市としては、生徒一人一人が安心安全に学校生活を送れるよう生徒指導員制度のさらなる充実を図ってまいりたい。</p>
		教育長	今回の体罰の実態把握に関する調査の流れについて、伺う。	<p>教職員については、2月5日にアンケート用紙を配付し、校長を通して、すでに回収している。</p> <p>児童・生徒及び保護者については、2月20日に学校からアンケート用紙を配付し、提出期限を2月26日までとして、学校に設置した回収用の箱に投函していただき、投函されたアンケートは開封せず、箱ごと教育委員会に提出された。</p> <p>今後、市教育委員会では、提出されたアンケート内容をとりまとめ、必要に応じ、学校に対して事実確認を行う予定である。</p> <p>その後、集約した調査結果を4月15日までに県教育委員会に報告することになっている。</p>
		教育長	小田原市として、体罰の再発防止に向けて、どのように教職員の意識改革をしていくのか、伺う。	<p>体罰は、指導の成果が表れない苛立ちや児童・生徒の度重なる反発的な態度から起こしてしまうことが多く、また、依然として体罰に対する認識の甘さがあると感じている。</p> <p>今回の事件を受け、教育委員会では、改めて、再発防止の徹底を指導したが、そうしたことを踏まえ、各学校において、児童・生徒とのコミュニケーションのあり方や生徒指導のあり方について、日ごろから、教職員同士が議論を深め、学校全体で取り組んでいくことが、一人ひとりの意識改革につながっていくものと考えている。</p>
		部長	新たな防犯対策・予防対策として学校現場や地域の関係者等から、どのような意見が寄せられているか伺う。	<p>今回の事件を受け、学校や地域関係者からは、夜間のパトロールを強化してほしい、早急に敷地内にセンサーライトや防犯カメラを設置してほしい、さらには、卒業式前後の夜間警備を一層強化してほしいといった声が届いている。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
誠和 大村 学	子育て・教育について	教育長	児童生徒の学力向上に向けて、具体的にどのような策を打つつもりか、伺う。	社会状況の変化が激しく、先が見えにくい現代を生き抜くためには、生きる土台としての「確かな学力」をもった児童生徒を育てることが求められている。 児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力・活用力、主体的に学習に取り組む態度などの「確かな学力」を身に付けるためには、日々の授業の質的な向上により、学ぶ意欲を高めることや、個に応じた学習指導の充実を図るとともに、家庭学習の更なる推進を図っていくことが必要であると考ええる。
		教育長	校内での相対的な立ち位置を生徒個人が把握することは、学力向上の一助となると考えるが、いかがか。	学校では、各教科の目標を設定し、その達成の状況を評価することで、生徒が自分自身の学習の到達度を把握できるようにしており、自分の成績を集団の中で位置づけにより評価する、いわゆる相対的な評価は行っていない。 また、定期テストで基礎的・基本的な知識や技能等を把握しているが、これはあくまでも学力の一部であり、児童生徒の学力を総合的に評価できるものではない。 個々の到達の状況を的確に評価し、改善につなげていくことや、自分自身の学力の伸びを実感させていくことが、学習意欲の向上や、基礎的・基本的な知識・技能の定着につながると考えている。 これらのことから、校内での相対的な立ち位置を生徒に伝える考えはない。
		教育長	児童生徒の反社会的な行動や不適切な行動に対して、どのように指導を行っているのか。	児童生徒の指導にあたっては、教職員は、常に冷静に、毅然とした態度で臨まなければならない。 その上で、人に対する思いやりや善悪の判断、自分への責任など、様々な機会をとらえ、適切な指導を行う必要がある。 また、日ごろから、コミュニケーションのあり方や生徒指導のあり方について、学校全体で取り組んでいく必要がある。 さらに、学校だけが抱えこむのではなく、保護者や地域住民、関係諸機関の理解と協力を得ながら取り組むことも必要であると考えている。
		教育長	昨年12月から城北中学校と酒匂中学校で器物損壊事件が続いているが、どのような事件であり、解明状況はどのようなになっているのか伺う。	城北中学校では、平成24年12月9日に、何者かに窓ガラス28枚と、蛍光灯2灯などを損壊された事件が発生した。 また本年2月24日には、再び同校において窓ガラス98枚が損壊され、職員室内に水を放出された事件が発生した。 酒匂中学校では、本年2月5日に、何者かが窓ガラス2枚を割り校舎内に侵入した上、校内を荒らし、水道水を放出して教室等が浸水した事件が発生した。 これらの事件については、警察による捜査が行われているが、いずれも、現時点において、加害者の特定には至っていない。
		教育長	事件解明のためには、防犯カメラの設置が有効と考えるが、見解を問う。	誠和14番大村議員のご指摘のとおり、この頻発している事件への対応策としては、防犯カメラの設置が、事件発生を抑止と解決には有効であると考えている。 現在、防犯カメラの設置について、具体的な検討を行っているところである。
		教育長	郷土や我が国の伝統音楽の学習について、その取り組みの現状や、生の演奏を聴いたり楽器に触れたりする体験学習に対する考え方について伺う。	郷土や我が国の伝統音楽に関する学習について、鑑賞の分野では、CDやDVDを使うなどして楽曲を視聴しており、中学校の表現の分野では、今回の学習指導要領で指導の充実が図られた、琴や三味線・尺八など和楽器の演奏や、民謡、長唄など伝統的な歌唱の学習を行っている。 これらの指導は、基本的に音楽を担当する教員が行っているが、保護者や地域のボランティアの協力を得ながら、生の演奏を聴く機会を設けたり、楽器の演奏法を教わったりしている学校もあり、児童生徒にとってその意義は大きいものと捉えている。

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
未来・おだわら 佐々木 ナオミ	施政方針について	教育長	子ども自身が実感をもって人権について学ぶことができる、ワークショップのような、より具体的な取り組みが必要だと思うが、見解を伺う。	<p>いじめや体罰の解決に向けては、子どもも、教職員を含めた周囲の大人も、互いの違いを認め合う姿勢や、相手を尊重する態度を育んでいくことが、何より大切であると考え、学校教育全体において、人権意識や実践力の向上に努めている。</p> <p>教育委員会では、人権研修会等において、参加した教職員自身が学んだことを実感できるよう、参加体験型の研修を実施している。</p> <p>これを受け、学校の授業では、子ども自身が、人権について学んだことをより実感できるよう、疑似体験やロールプレイ等の手法を積極的に取り入れているところであり、引き続き、その充実に努めてまいりたい。</p>

代表質問（文化部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
公明党 奥山 孝二郎	希望と活力あふれる小田原について	市長	御用米曲輪整備が完了した後の整備はどう考えているか。	<p>本丸・二の丸については、「整備基本構想」の見直しを現在行っているところなので、この見直し作業の結果に基づき、新たな整備スケジュールを組み立て、整備を進めてまいりたい。</p> <p>また、八幡山古郭・総構部分については、平成22年度に保存管理計画を策定しているが、平成26年度以降、「整備基本計画」の策定を行っていく予定であるので、その中で整備の望ましいあり方を検討し、その後順次整備を行ってまいりたい。</p> <p>いずれにせよ、史跡小田原城跡がたどった戦国時代から江戸時代にかけての歴史の変遷とそれぞれの特色をふまえ、これを生かしていく方向で整備を進めていく考えである。</p>
		市長	八幡山古郭・総構については、本丸・二の丸に比べ評価が低いように思うが、市長は八幡山古郭・総構をどう評価しているか。	<p>八幡山古郭・総構は、小田原城のなかでも戦国時代に北条氏が築いた当時の姿を色濃く現代に伝えている区域であり、極めて重要な場所と考えている。</p> <p>しかし、その総延長が広大な区域に及ぶのに対し、史跡指定地の範囲が限定的であるうえ、民有地の部分が多いため、遺構の状況を理解しやすい地点の整備を進め、これらを回遊しながら理解していただくといった工夫が必要な遺跡である。</p> <p>このため、八幡山古郭・総構については平成26年度以降「整備基本計画」を策定し、これに基づき重要かつ条件が整ったところから順次整備を進めてまいりたい。</p>
		市長	本丸・二の丸と八幡山古郭・総構それぞれの整備の方向を市民等に理解してもらうための施策について問う。	<p>八幡山古郭・総構が戦国時代の遺構であることは、新堀土塁等に設置している説明板等で周知を図ってきている。</p> <p>御指摘のあった史跡の案内所については、現在のところ、三の丸新堀土塁（アジアセンター跡地）が、八幡山古郭・総構を回遊するルートの結節点であることや遺構の状況から最も適していると考えている。</p> <p>これについては平成26年度以降に策定予定の八幡山古郭・総構整備基本計画の中でその位置づけを検討してまいりたい。</p> <p>基本計画策定までの当面の間については、すでに公開・活用が行われている三の丸清閑亭に案内所の機能を持たせていきたいと考えている。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
新生クラブ	地域経済について	市長	天守閣の木造再建には多くの課題があると思うが、どういう意気込みで乗り越えるのか。	<p>天守閣の木造化は、史跡との関係や木造建築と法令との関係、さらには材料や人材の確保など、その実現には多くの課題があり、木造化を実現するには、こうした課題を一つ一つクリアしていくが必要になる。</p> <p>一方、小田原城天守閣は本市のシンボルであり、また、重要な観光資源でもあることから、再建を含め、その将来のあり方は本市の大きな課題となる。</p> <p>こうした認識の下で、まずは、資料の調査研究を行って、再建等の可能性を探りながら、その将来のあり方について着実に検討していくこととしているので、ご理解願いたい。</p>
		市長	天守閣の木造化の今後の方向性によっては耐震改修のあり方にも影響があると思うが、木造化はどのくらいの予算でどの程度の期間を想定しているのか。また、閉鎖期間はどのくらいか。	<p>木造再建については、多くの課題をクリアすることが必要であるが、国指定史跡内であり史実に忠実な復元が求められ、国の現状変更の許可が必要となることから、まずは資料の調査研究を行い、再建の可能性を探ることが必要となる。</p> <p>このため、平成25年度予算案に天守模型の調査経費を計上させていただいているが、現時点では木造化の可能性を探る段階であり、具体的な予算や着手時期、工期などは今後の課題である。</p> <p>なお、天守閣の耐震改修については、老朽化が進む中で、市民や観光客に安心して訪れていただくために、実施していく必要がある。</p>
安藤 孝雄	歴史・文化について	市長	キャンパスおだわら事業の開始で、生涯学習事業の運営方法等を変更したことにより、効率的な事業運営は達成できたか。	<p>キャンパスおだわらは、生涯学習事業のありようを見直し、再編するために、平成23年度に開設したものであり、市民主体で運営することにより、職員数の削減や市民ニーズに合った学習講座の提供を可能とするとともに、学習情報の提供や学習相談支援など生涯学習事業を総合的に推進している。</p> <p>現在、情報誌の毎月発行の実施や、市民企画講座が増えるなど、市民力を生かした生涯学習を進めてきている。</p>
		市長	新しい人材バンク制度はどのような目的で、今後、それを含め、キャンパスおだわら事業をどう充実させていくのか。	<p>キャンパスおだわら人材バンクは、学ぶ喜び、教える喜びを実現し、登録する講師のかたが活躍でき、自らも成長できるような制度を目指しており、現在、教える人「キャンパス講師」を募集しているところである。</p> <p>現行の「きらめき 市民教授」が行政主導の制度であったのに対し、関係市民団体と行政で構成する実行委員会方式で運営していくこととしており、市民ニーズに合った学習講座の提供や、学習相談支援と組み合わせ、総合的な生涯学習を進めていく。</p> <p>これらにより、キャンパスおだわら事業の充実と、その理念「まちじゅうキャンパス～みんなで創るキャンパスシティおだわら」の実現を目指していく。</p>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
光政会 神永 四郎	小田原城天守閣について	市長	来年度実施する天守模型の調査は、天守の木造化を見据えたものか。	<p>小田原城天守閣は、建築後50年以上を経過して老朽化し、耐震性の面で課題があることから、今後耐震改修を予定している。</p> <p>一方、こうした改修を行っても将来的には建造物としての耐用年数が尽きる時期が来ることが想定される。</p> <p>しかし、国の史跡内にあるため、建替えには現状変更の許可が必要で、資料に基づいた史実性の高い復元的な整備が基本となる。</p> <p>平成25年度の天守模型調査は、従来から取り組んでいる小田原城の調査研究の一環であるとともに、天守の木造再建の可能性等について検討する資料とするために実施するものである。</p>
		市長	天守の木造化を見据えると、その時期、費用をどのように見込んでいるか。また、木造再建に向けての市長の決意を伺いたい。	<p>天守閣の建替えには国の史跡であることによる制約があるが、現時点では、国からは、天守の復元には現有の資料では十分でない指摘されている。</p> <p>天守の木造化には、このほか建築基準法、消防法等の法令との適合の問題や木材の確保など、多くの課題があり、実現の可能性を一つ一つ積み上げる段階であり、時期等を申し上げる段階にはない。</p> <p>いずれにしても、小田原城天守閣は本市のシンボルであるとともに、重要な観光資源でもあり、このテーマには、しっかりと取り組んでいきたい。</p>
誠和 大村 学	歴史・文化について	市長	「本丸・二の丸整備基本構想」の見直しに伴い、整備（の年次）計画をいつ策定するのか。	<p>本丸・二の丸整備基本構想は、策定から20年近くが経つことから、現在見直し作業を行っているところである。</p> <p>この作業は、城址公園内の施設移転や史跡整備の進捗、さらには御用米曲輪での新たな発見といった状況変化に加え、植栽や便益施設のゾーニングなど、城郭遺構の整備に止まらない課題や新たな視点を視野に構想を練り直すものである。</p> <p>年次的な整備計画については、その結果を踏まえ、改めて組み立てていくことになる。</p> <p>このため、御用米曲輪での調査結果やその検討が必要なことも考慮し、基本構想と整備計画の策定にはさらに時間を要するものと考えている。</p>

代表質問（子ども青少年部）

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁要旨
誠和 大村 学	子育て・ 教育について	市長	現在の体験学習事業を今後も実施していくのであれば、より魅力的なコンテンツ（内容・中身）を提供する必要があると考えるが、いかがか。	<p>本市の体験学習事業は、小田原の魅力を伝えながら、子どもたちの自立心や創造性とともに、郷土愛を育もうとするものである。</p> <p>事業を通じて、子どもたちは、世代の異なる大人たちとの交流の中で成長し、学校の異なる新しい仲間との出会いの中から、喜びとともに、人との繋がり大切さを学んでいる。</p> <p>本市のこうした取組は、国の機関や専門家などからも高い評価をいただいております。また、参加した子どもたちの表情や感想などに手応えを感じているところである。</p> <p>今後とも、どのような交流や体験が子どもたちの健やかな成長に効果的なのかを検討しながら、郷土への愛着を高めていくことのできる事業の構築に努めていくことが、魅力づくりに繋がるものと考えている。</p>

市立中学校における器物損壊等事件の概要について

1 城北中学校（小田原市栢山2888）

（1）確認日 平成25年2月24日（日）

（2）校長 西村 泰和（15クラス 生徒数461名）

（3）発生箇所・被害状況

ア 窓ガラス 合計98枚の損壊

内訳

（ア）北校舎1階の窓ガラス 67枚の損壊

（第1理科室・準備室、理科室前の廊下木工室、金工室）

（イ）南校舎1階の窓ガラス 31枚の損壊

（職員室、職員室前の廊下、校長室、印刷室）

イ 職員室の損壊した窓ガラスに水道ホースを引き込み放水

（4）事件発見の状況

平成25年2月24日（日）

午前 3時55分頃

・近隣の方が警察に通報（学校から音がしている）

（5）加害者 不明

（6）被害額 ガラスの修繕費用 1,098,678円

2 国府津中学校（小田原市国府津2372）

（1）確認日 平成25年3月9日（土）

（2）校長 野崎 裕司（11クラス 生徒数341名）

（3）発生箇所・被害状況

ア 校舎外にある水飲み場等から学校敷地へ放水 18口

内訳

（ア）水飲み場 校舎西側（6口）、正面玄関前（6口）、保健室前（3口）

（イ）プール シャワー（3口）

イ プール腰洗い場（1口）にホースをつなぎ、プール水槽に水を放出

（4）事件発見の状況

平成25年3月9日（土）

午前 0時05分頃

・警備会社の巡回警備による発見、警察への通報

（5）加害者 不明

（6）被害額 不明

3 白鷗中学校（小田原市東町4 - 13 - 1）

（1）確認日 平成25年3月9日（土）

（2）校長 荻野 淳一（11クラス 生徒数314名）

（3）発生箇所・被害状況

ア 窓ガラス 合計53枚の損壊
内訳

（ア）技術科室の窓ガラス 47枚の損壊
（金工室、木工室、準備室）

（イ）北校舎1階の窓ガラス 6枚の損壊
（3年3組、3年3組前廊下）

（4）事件発見の状況

平成25年3月9日（土）

午前 2時25分頃

・小田原大橋交番の警察官によるパトロールで発見

（5）加害者 不明

（6）被害額 ガラスの修繕費用 1,180,074円

4 再発防止の取り組み

（1）学校への警戒周知

（2）関係機関への依頼

（3）機械警備の強化

（4）防犯カメラの設置（3月中）

（5）警備員による巡回警備の実施（臨時）

キャンパスおだわら人材バンクについて

学習講座、学習情報の提供、学習相談など、市民の学びを市民の手でサポートする「キャンパスおだわら」では、新しく「キャンパスおだわら人材バンク」をスタートすることとなりました。

「キャンパスおだわら人材バンク」は、キャンパスおだわらの理念「まちじゅうキャンパス～みんなで創るキャンパスシティおだわら～」を目指し、市民の学ぶ喜び・教える喜びを実現し、人材バンクに登録された方がさらに活躍でき、自らも成長できるような制度です。

1. 開始年月日 平成25年4月1日

2. 登録者 講師「キャンパス講師」

3. 登録期間 3年間

人材バンクがスタートする平成25年4月1日から3年ごとに一斉更新とする。

4. 登録要件

- ・キャンパスおだわらで積極的に生涯学習活動に参加する意欲があるかた。
- ・学び合い、教え合い、喜びを分かち合える生涯学習社会づくりに賛同するかた。
- ・ボランティア活動としてとらえ、積極的に仲間づくり、地域づくりに参加する意欲があるかた。
- ・学習活動や経験により習得した知識、技術等を他のかたと分かち合う意思があるかた。
- ・専門的知識、能力および指導力があるかた。

登録には、推薦者が必要。

政治・宗教活動、営利目的、虚偽の申請、適正を欠く者と判断した場合は、登録できない。

5. 応募状況（平成25年3月11日現在）

受付（相談）人数 78名（内、面接実施済み者 67名）

ジャンル	件数
音楽・演劇	11
文学・歴史	7
語学・国際交流	4
美術・手工芸	12
スポーツ・アウトドア	13
福祉活動・社会活動	9
その他	14
合計	70

内、3名は重複登録。

議案第 8 号

教育委員会職員の人事異動について

小田原市教育委員会職員の人事異動について、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 10 年小田原市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 号の規定に基づき、議決を求める。

平成 25 年 3 月 21 日提出

小田原市教育委員会
教育長 前田 輝男

教育委員会事務局職員等の異動資料(管理監督者等)

【3月31日付け人事異動】

1 転出等職員

旧職名	氏名	新職名
教育部保健給食課長	皆木 政男	消防本部広域調整課長

2 教育委員会内の異動

新職名	氏名	旧職名
教育部副部長 教育総務課長兼保健給食課長事務取扱	佐藤 富朗	教育部副部長 教育総務課長事務取扱

【4月1日付け人事異動】

1 転出等職員

旧職名	氏名	新職名
教育部長	三廻部 洋子	定年退職
教育部副部長 教育総務課長兼保健給食課長事務取扱	佐藤 富朗	防災部管理監(危機管理担当)
教育部教育指導課長	長澤 貴	普通退職(新玉小学校長)
教育部教育指導課指導・相談担当課長 指導係長兼相談係長事務取扱	菴原 晃	普通退職(東富水小学校教頭)
教育委員会教育部教育総務課副課長 総務係長事務取扱	阿部 祐之	福祉健康部・福祉事務所福祉政策課 保護担当副課長 保護係長事務取扱
教育部教育指導課指導主事 教職員係長事務取扱	堀 賢一郎	普通退職(下曾我小学校教頭)
前羽幼稚園長 前羽幼稚園副園長事務取扱	町田 芳子	定年退職
教育部教育総務課施設係長	下川 和典	監査事務局監査係長
教育部教育指導課学事係長	大水 弘尚	福祉健康部保険課高齢者医療係長

2 転入職員

(印は昇任職員)

新職名	氏名	旧職名
教育部長	関野 憲司	市立病院 病院管理局副局長
教育部副部長	露木 幹也	建設部建設政策課長
教育部保健給食課長	松浦 仁	福祉健康部保険課長
教育部教育指導課副課長	吉田 文幸	市民部戸籍住民課管理係長
教育部教育指導課指導主事	北村 しのぶ	酒匂中学校教諭
教育部教育指導課指導主事	楠 喜久子	三の丸小学校総括教諭
教育部教育指導課指導主事	宮坂 宗篤	千代中学校教諭
教育部教育総務課総務係長	濱野 光利	文部科学省(退職派遣)
教育部教育総務課施設係長	栞原 雄一	総務部市税総務課納税係長
教育部教育指導課学事係長	田村 直美	福祉健康部・福祉事務所高齢福祉課主査
下中幼稚園副園長	樽木 敬子	子ども青少年部・福祉事務所保育課 曾我保育園副園長

3 教育委員会内の異動及び昇任

(印は昇任職員)

新職名	氏名	旧職名
教育部教育総務課長	柏木 敏幸	教育部教育指導課副課長
教育部教育指導課長	栞畑 寿一朗	教育部教育指導課教職員担当課長
教育部教育指導課教職員担当課長	田中 修	教育部教育指導課指導主事
教育部教育指導課指導・相談担当課長 指導係長兼相談係長事務取扱	市川 嘉裕	教育部教育指導課指導主事
教育部教育指導課指導主事 教職員係長事務取扱	高田 秀樹	教育部教育指導課指導主事
前羽幼稚園長 前羽幼稚園副園長事務取扱	向笠 弘子	下中幼稚園副園長

無尽蔵プロジェクト 文学のまちづくり

第4回 小田原文学館

さいかち

平成25年

西海子サロン 3月30日(土)

当日小田原文学館は入館無料

生誕120年

郷土の民衆詩人 福田正夫

講演会

「父福田正夫—小田原時代—」

時間：10:00～12:00

場所：小田原文学館・白秋童謡館1階

講師：福田美鈴さん

定員：40名（先着順）



白秋童謡館は元宮内大臣田中光顕別邸で純和風の建物です。

国登録有形文化財に指定されています。

文学散歩

<早川周辺コース>定員:30名(先着順)

早川駅⇒鈴木貫介歌碑⇒かめや旅館跡⇒

川崎長太郎文学碑⇒早川観音⇒福田正夫詩碑

⇒早川橋⇒小田原文学館・白秋童謡館

「民衆」を創刊した福田正夫の菩提寺「久翁寺」。山門を入った右手に福田正夫の歌碑があり、正夫の「ふるさとの海辺にて」と題する詩が刻まれている。



福田正夫詩碑・久翁寺

朗読会・合唱

時間：13:00～

場所：小田原文学館庭園

出演：小田原高校生徒（演劇部）

片浦小学校児童（有志）

（片浦小学校の校歌を福田正夫が作詞）



文学館カフェ：小田原文学館庭園



・コーヒー・手作りケーキ・パン・こだわりの弁当・地場産のフルーツ 他 売り切れ御免！

3/23～5/26 文学館本館

【特集展示】福田正夫

小田原が生んだ民衆詩人

主催：小田原文学館西海子サロン実行委員会

後援：小田原市 小田原市観光協会

申し込み：問い合わせ

小田原市立かもめ図書館 0465-49-7800

いずれも参加費は無料です。